

医 — 1438
令和2年11月6日

秋田市保健所長 様

秋田県健康福祉部長
(公印省略)

「秋田県雇用維持支援金」制度について（通知）

県では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む）を活用して雇用環境の維持に努めている県内事業者に対し、秋田県独自に「雇用維持支援金」を支給することといたしました。

については、別紙関係団体及び各病院あて通知しましたので、貴管内の郡市医師会及び郡市歯科医師会に対し、貴職から通知して下さるようお願いいたします。

なお、制度の概要は、別添リーフレットのとおりですが、詳細につきましては、秋田県公式サイト「美の国あきたネット」をご覧ください。

<秋田県公式サイト「美の国あきたネット」～秋田県雇用維持支援金について～>
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/53288>

○ 支給対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、秋田県内の事業所において令和2年4月1日から同年12月31日までに休業等を実施し、秋田労働局長から雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業事業主等

○ 受付期間

令和3年2月26日（金）まで

○ 申請受付・問合せ先

秋田県雇用維持支援金センター

電話 018-860-2331（平日9時から17時まで）

秋田県健康福祉部医務薬事課

医務・薬務班 柳谷

電話 018-860-1411

FAX 018-860-3883

Q . 秋田県雇用維持支援金とは？

A. 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む）を活用して雇用環境の維持に努めている県内事業者に対し、支援金を支給する**秋田県独自の給付制度**です。

支給対象

秋田県内の事業所において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2年4月1日から同年12月31日までに実施した休業等に対し、秋田労働局長より雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業事業主等（※1）。

※1… 個人事業主、法人、社団、財団 など、大企業は除きます。

支給額

1事業所あたり、助成金の支給決定回数(月数)に応じて、
1回(月)は10万円、2回(月)は20万円、3回(月)以上は30万円を支給します。（※2）

※2…雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の両方の支給決定を同月に受けている場合の回数は1回とみなします。

受付期間 令和3年2月26日(金)まで ※当日消印有効

申請受付・お問い合わせ先

「秋田県雇用維持支援金センター」までご連絡ください。

TEL : 018-860-2331

〈受付時間〉 平日 9時から17時まで（12月29日～1月3日を除く）

【申請受付先】 秋田県産業労働部雇用労働政策課『雇用維持支援金 担当』
〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

詳細は秋田県公式HP美の国あきた専用ページ

(URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/53288>) へ

